

向日市固定資産税等に係る返還金の取扱要綱

制定 平成 7年4月1日

改正 平成23年4月1日告示第41号

(目 的)

第1条 この要綱は、瑕疵のある課税処分に基づき納付された固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）及び軽自動車税で、地方税法の規定により還付することができない税等に相当する額（以下「返還金」という。）を返還することにより、税負担の公平と税務行政に対する信頼を確保することを目的とする。

(返還対象者)

第2条 市長は、返還金が生じたときは、当該課税処分の対象となった納税者に対して返還金を支払うものとする。

(返還金の範囲)

第3条 返還金は、次に掲げる額とする。

- (1) 還付すべき税等に相当する額
- (2) 利息に相当する額

(返還金の通知)

第4条 市長は、返還金がある場合は、納税者に通知するものとする。

(返還金の支払)

第5条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金を支払うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第41号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。